

県告示第 219 号

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る書類の提出から適用する。

平成 28 年 3 月県告示第 197 号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、令和 6 年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和 7 年 3 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国人公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。